

民間人材との協働による広報やデジタル化等の推進に関する連携協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と株式会社 Another works（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源、特長を活かしながら、高い専門性を有する民間人材の知見やネットワーク等を協働事業に活用することで行政課題の解決と地域の活性化を目指すことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1）民間複業人材の募集・採用における支援に関すること
- （2）民間複業人材との協働におけるアドバイスに関すること
- （3）市内における広報やデジタル化をはじめ、まちづくりの方針策定、人材採用、SDGs の推進へのアドバイスに関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 甲及び乙は、連携協力事項をすべて無償で行う。

3 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の1か月前までに両者が協議の上、書面による新たな合意があった場合に限り延長することができるものとし、以後、延長後の期間満了に際しても同様とする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

写

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義が生じた場合等の取扱い)

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その取扱いを決定する。

2 甲と乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月26日

甲 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 東京都渋谷区恵比寿二丁目6番26号
恵比寿クロスサード B1階
株式会社 Another works

代表取締役 (自署)